

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 1 回)

令和5年2月27日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 3 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志		○
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第11回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和5年2月27日（月）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記 | 成田主事補 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和4年度第11回深川市農業委員会総会を開催します。本日、大川委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。この間の、農業会議常設審議委員会の中で、令和6年度に向けた予算要望と税制改正の要望の原々案を審議しました。もう一度各農業委員会に素案を送って確認してもらい、5月頃の常設審議委員会の中で決定をして、全国大会の際に、北海道選出国會議員に対する要望書として提出する流れになります。それから、食料農業農村基本法の改正が今年度施行されるということで、この法律は昭和61年に制定され、90年代に一回改正があり、今回で三回目の改正となり、これを踏まえて、食糧安全保障強化政策大綱も関連してくるので、興味がある方は見ていただければと思います。これをたたき台に改正法が変わってくると思っております。中でも、農産物の適正な価格形成と国民への理解という部分が、どのように盛り込まれるのか一番に気になっている部分であります。

そのような中で、時間があれば中身を確認していただき、意見があれば教えていただければと思います。今回の総会は件数がたくさんありますので、慎重なご審議のほど宜しくお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。11番山川委員、12番 清水義博委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告します。

宮谷局長

1月27日の総会以降、本日総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を中川委員長代理から報告願います。

中川委員長代理

（資料に基づき説明）

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。

菊入会長

次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。

後藤次長	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は27件で、番号1番から11番、20番から27番が売買に係るあっせん申し出、番号12番から19番が賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から19番が令和5年2月1日、番号20番以降が令和5年2月15日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則 第26条の規定 及び、農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は4件で、1番が旧法分、2番、3番、4番が新法分です。受給権者の 氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は11件で、番号1番、2番</p>

	<p>は、借主の経営移譲による解約、番号3番は、借主が経営合理化のため経営を法人に変更したことに伴う解約、番号4番から7番、9番から11番は、貸主が売買するための解約、番号8番は、借主の経営縮小により解約したものです。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
成田主事補	<p>ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は8件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番、2番、3番ともに、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員から農地を使用貸借するもので、期間は、1番、2番が10年、3番が20年となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たす場合は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たすことは事務局にて確認済みでございます。番号4番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借をするもので、期間は20年間となっております。番号5番は、相続により取得した農地を、経営者である息子に使用貸借をするもので、期間は16年間となっております。番号6番及び7番は、貸人が高齢による経営縮小のため、経営拡大を図る借人に貸貸借をするもので、期間はいずれも10年間となっております。番号8番は、譲渡人が高齢のため、息子である譲受人に農地を贈与し、経営移譲をするものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 買受適格証明願について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>ご説明いたします。記載の方より、公売の行われる農地を農地法第3条の規定による権利の移転の目的で公売に参加するため、買受適格証明願書の提出がありましたので、交付の適否について審議をお願いします。はじめに、買受適格証明について説明いたします。農地の競売、公売の入札に農地を取得できない者が参加することを未然に防ぐため、入札</p>

	<p>に参加する際、本証明が必要となるもので、今回は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けられることを証明するための案件となっております。公売地及び申請人氏名・申請理由・申請人経営概況等については記載のとおりです。本件は、東京国税局が執行する案件で、入札期間は令和5年4月6日から令和5年4月13日まで、開札期日は令和5年4月18日となっております。なお、買受適格証明書の交付を受けた者が最高価申込者になり、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、会長専決により許可して差し支えないとしております。したがって、この証明書を交付することは、農地法第3条の許可をすることの前提となりますので、本件の買受適格証明を審議していただく際には、農地法第3条の許可も考慮した上での審議となりますが、地元の委員さんのご意見をお伺いしたところ、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。また、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。会長専決により許可した場合は、直近の総会にて報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。</p> <p>深川市農業委員協議会に入ります。</p> <p>(協議会10:17から10:21まで)</p>
菊入会長	<p>深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
成田主事補	<p>ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は8件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この8件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れの予定となっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>

<p>後藤次長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は42件で、番号1番から25番までが売買の案件、26番から42番までが賃貸借の案件です。番号1番は、出し手が労働力不足により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号2番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号3番、4番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号5番、6番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号7番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応はL資金です。番号8番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号9番は、出し手の残地を受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号10番、11番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応はJA資金です。番号12番は、出し手の残地を受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号13番、14番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号15番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号16番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号17番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応はJA資金です。番号18番から26番までは、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、番号18番、20番、21番、24番は、合意解約により返還された農地を処分するためです。番号19番は、高齢により経営を縮小するため、番号22番は、高齢により経営移譲するためです。番号23番は、出し手が労働力不足により経営縮小するため、番号25番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るためです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号26番以降は、賃貸借の案件です。番号26番、28番、29番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸付けるもので、番号26番、28番が5年間、29番が10年間です。番号27番は、出し手が労働力不足により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号30番から33番は、出し手が高齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号34番は、出し手が労働力不足により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号35番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号36番から41番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。番号42番は、農地売買等事業の事業参加者の変更で、期間は残期間の13カ月です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりで、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明がありましたが、ここで本議案中の番号12番で伊藤委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>

菊入会長	次に、議案第6号 農地法 第5条の規定による 許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、借主の事業拡大に伴い現在の資材置き場が手狭となるため、近隣に資材置き場を探していたところ、申請地が適当と認め資材置き場を造成するもので、貸主がこれに賛同したものです。番号1番は、許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事は全て終わりましたので、第11回深川市農業委員会総会を終了します。